

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年2月10日

要望団体名：国道340号宮古岩泉間整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 一般国道340号宮古岩泉間全線の整備計画について	一般国道340号宮古岩泉間の整備計画については、「和井内～押角工区」及び「浅内工区」の進捗状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めていきます。	C
2 浅内工区の整備促進と岩泉側未改良区間の早期事業化について	一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、岩泉側については、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和6年度は、用地測量等を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	A : 1 C : 1
3 和井内押角工区の着実な整備と宮古側未改良区間の早期事業化について	一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和6年度は道路改良工事及び用地取得等を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	A : 1 C : 1

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類